

千葉県報

号外
令和8年9月29日

主要目次

告示

○	都市計画区域の変更（二件）	一
○	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（六件）	一
○	都市計画区域区分の変更（二十一件）	二
○	都市計画都市再開発の方針の変更（八件）	五
○	都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建築率及び各部分の高さの制限を定める区域並びにこれらの数値（二件）	六
○	昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示	六
公告		
○	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧（六件）	六
○	都市計画区域区分の関係図書の縦覧（二十一件）	七
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧（五件）	一〇
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧（二件）	一〇
○	都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	一〇
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧（四件）	一〇
○	都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧（八件）	一一

告示

示

千葉県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、八日市場都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更に係る都市計画区域の名称

八日市場都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

匝瑳市春海字寄嶋、字半重谷、字道傳尻、字千葉島及び字六十石、川向字廣谷、東谷字上野良、字明箱、字小沼及び字新堀並びに米持字一番割及び字二番割の各一部の区域
旭市秋田字八町歩及び字九町歩並びに川口字蕪呂内の各一部の区域

千葉県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、旭都市計画区域を次のとおり変更する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 変更に係る都市計画区域の名称

旭都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

旭市見広、蛇園、後草、長尾、大間手、清滝、岩井、倉橋、高生、幾世、松ヶ谷、上永井、下永井、横根、飯岡、行内、平松、萩園、三川、岩崎、権田沼新田、八木、塙、貉野、溝原、櫻井、舟戸、さくら台、神田、大久保、東和田、関戸、関戸下、清和甲、清和乙、入野、米込、南堀之内、長部、鐫木及び萬力の全部の区域、琴田字千秋通一丁目、字千秋通二丁目、字千秋通三丁目、字成就通一丁目、字成就通二丁目、字成就通三丁目、字大願通一丁目、字大願通二丁目、字大願通三丁目、字昭和通一丁目、字昭和通二丁目、字昭和通三丁目、字大正通一丁目、字大正通二丁目、字大正通三丁目、字満足通、字堺増地一号地、字堺増地二号地、字堺増地三号地、字堺増地四号地、字七福神一号地、字七福神二号地、字七福神三号地、字七福神四号地、字七福神五号地及び字七福神六号地、萬歳字拾壺町、字水門、字谷代、字寺町場、字六町、字拾五町、字諸徳寺町場、字永井町、字長井町、字廿七町、字与惣兵衛町場、字溝原町、字九町立割、字九町横割、字今郡町場、字山中、字四町、字太田町場、字沖町場、字半右衛門町場、字佃町場、字六町五反、字小川町場、字今郡、字五町、字金地町場、字新里町場、字江戸町場、字阿玉川町場、字三町八反、字柳辺、字溝原町場、字吹上、字上西ノ宮、字上八町、字網戸地、字下西ノ宮、字下八町、字三角、字拾二町、字拾八町、字西ノ宮、字八町、字嘉右衛門地、字見取、字九町、字長井町場、字平成、字一番、字二番及び字三番並びに秋田字壺番割、字式番割、字参番割、字四番割、字五番割、字六番割、字三角、字八町歩、字九町歩及び字亀城の全部の区域並びに川口字蕪呂内、琴田字一番割、字二番割及び字二十間、江ヶ崎字来無堀及び字道祖神並びに萬歳字替地、字惣堀及び字惣堀敷の各一部の区域

匝瑳市川向字廣谷並びに東谷字上野良、字明箱、字小沼及び字新堀の各一部の区域

千葉県告示第四百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

令和8年9月29日（火曜日）		報	県	葉	千	号外第58号	
一 都市計画の種類及び名称 東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 野田都市計画区域、流山都市計画区域、松戸都市計画区域、柏都市計画区域、我孫子都市計画区域、鎌ヶ谷都市計画区域、浦安市計画区域、市川都市計画区域、船橋都市計画区域、習志野都市計画区域及び八千代都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	千葉県知事 熊谷 俊人	一 都市計画の種類及び名称 印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 印西都市計画区域、成田都市計画区域、佐倉都市計画区域、四街道都市計画区域、下総大栄都市計画区域及び八街都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	千葉県知事 熊谷 俊人	一 都市計画の種類及び名称 内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 市原都市計画区域、袖ヶ浦都市計画区域、木更津都市計画区域、君津都市計画区域、富津都市計画区域及び大佐和都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日
一 都市計画の種類及び名称 九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 大網白里都市計画区域、芝山都市計画区域、横芝光都市計画区域、さんむ都市計画区域、東金都市計画区域、九十九里都市計画区域、茂原都市計画区域、長南都市計画区域、白子都市計画区域、長生都市計画区域及び一宮都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	千葉県知事 熊谷 俊人	一 都市計画の種類及び名称 香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 香取都市計画区域、東庄都市計画区域、多古都市計画区域、銚子都市計画区域、八日市場都市計画区域及び旭都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	千葉県知事 熊谷 俊人	一 都市計画の種類及び名称 南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 二 都市計画を定める土地の区域 いすみ都市計画区域、御宿都市計画区域、勝浦都市計画区域、鴨川都市計画区域、天津小湊都市計画区域及び館山都市計画区域の区域	千葉県告示第四百八十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、野田都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日

千葉県告示第四百九十号	一 都市計画の種類及び名称 野田都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十一号	一 都市計画の種類及び名称 流山都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十二号	一 都市計画の種類及び名称 松戸都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十三号	一 都市計画の種類及び名称 我孫子都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、我孫子都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十四号	一 都市計画の種類及び名称 鎌ヶ谷都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十五号	一 都市計画の種類及び名称 浦安都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、浦安都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県告示第四百九十六号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	千葉県知事 熊谷 俊人
	都市計画の種類及び名称	

報 告 書			千 葉 県			号 外 第 5 8 号			令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）		
市川都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 市川市上妙典及び田尻の各一部の区域			千 葉 県 告 示 第 四 百 九 十 七 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			市川都市計画区域区分 二 都市計画を定める土地の区域 市川市上妙典及び田尻の各一部の区域		
千 葉 県 告 示 第 四 百 九 十 八 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			千 葉 県 告 示 第 四 百 九 十 九 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		
千 葉 県 告 示 第 五 百 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、四街道都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			千 葉 県 告 示 第 五 百 一 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		
千 葉 県 告 示 第 五 百 二 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐倉都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			千 葉 県 告 示 第 五 百 三 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、四街道都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		
千 葉 県 告 示 第 五 百 四 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			千 葉 県 告 示 第 五 百 五 号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人		

変更なし	
千葉県告示第五百四号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 市原都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	
千葉県告示第五百五号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 袖ヶ浦都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	
千葉県告示第五百六号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 木更津都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 木更津市吾妻二丁目、江川字廻り田、字向後、字鰯田、字向塚、字川端及び字日々道並びに中里字宝の各一部の区域	
千葉県告示第五百七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、君津都市計画区域区分を次のとおり変更した。	
令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 君津都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	
千葉県告示第五百八号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富津都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 富津都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	
千葉県告示第五百九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大網白里都市計画区域区分を次のとおり変更した。 令和八年九月二十九日	
一 都市計画の種類及び名称 大網白里都市計画区域区分	千葉県知事 熊谷 俊人
二 都市計画を定める土地の区域 変更なし	
千葉県告示第五百十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、野田都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日	
千葉県知事 熊谷 俊人	
千葉県告示第五百十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画都市再開発の方針を変更した。	

報 告 書				千 葉 県				号 外 第 5 8 号				令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 二 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 三 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 四 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 五 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 六 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画都市再開発の方針を変更した。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 七 号				都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画都市再開発の方針を変更した。			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 八 号				建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(に)欄の五の項の規定により、八日市場都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建蔽率及び各部分の高さの制限を定める区域並びにこれらの数値を定める。 なお、その関係図書を千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 十 九 号				建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第八号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三(に)欄の五の項の規定により、旭都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の容積率、建蔽率及び各部分の高さの制限を定める区域並びにこれらの数値を定める。 なお、その関係図書を千葉県県土整備部都市整備局建築指導課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				千 葉 県 告 示 第 五 百 二 十 号				昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号（建築基準法第六条第一項第三号及び第二十二号の規定による市町村の指定）の一部を次のように改正する。 令和八年九月二十九日			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				二の表旭市の一部の区域の項中「昭和三十八年七月三十日」を「昭和三十八年七月三十日」に改め、 令和八年九月二十九日「」に改め、 同表匝瑳市の一部の区域の項中「平成十三年五月十一日」を「平成十三年五月十一日」を 令和八年九月二十九日「」に改める。				公 告			
令和八年九月二十九日				千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人				都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百八十三号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方							

針の変更）に係る東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十四号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）に係る印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十五号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）に係る内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十六号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）に係る九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十七号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）に係る香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法

第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十八号（都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更）に係る南房総・外房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百八十九号（都市計画区域区分の変更）に係る野田都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百九十号（都市計画区域区分の変更）に係る流山都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第四百九十一号（都市計画区域区分の変更）に係る松戸都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十二号（都市計画区域区分の変更）に係る柏都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十三号（都市計画区域区分の変更）に係る我孫子都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十四号（都市計画区域区分の変更）に係る鎌ヶ谷都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十五号（都市計画区域区分の変更）に係る浦安市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十六号（都市計画区域区分の変更）に係る市川都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十七号（都市計画区域区分の変更）に係る船橋都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十八号（都市計画区域区分の変更）に係る習志野都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第四百九十九号（都市計画区域区分の変更）に係る八千代都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人	都市計画区域区分の関係図書の縦覧 令和八年千葉県告示第五百号（都市計画区域区分の変更）に係る印西市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 令和八年九月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人
---	---	---	---	--	--	---	---	--

都市計画区域区分の関係図書の縦覧		千葉県知事	熊谷俊人
令和八年千葉県告示第五百一号（都市計画区域区分の変更）に係る成田都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百二号（都市計画区域区分の変更）に係る佐倉都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百三号（都市計画区域区分の変更）に係る四街道都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百四号（都市計画区域区分の変更）に係る市原都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百五号（都市計画区域区分の変更）に係る袖ヶ浦都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百六号（都市計画区域区分の変更）に係る木更津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百七号（都市計画区域区分の変更）に係る君津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百八号（都市計画区域区分の変更）に係る富津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人
都市計画区域区分の関係図書の縦覧			
令和八年千葉県告示第五百九号（都市計画区域区分の変更）に係る大網白里都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			
令和八年九月二十九日		千葉県知事	熊谷俊人

報			県			千			号外第58号		
令和8年9月29日（火曜日）											
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日市川市の変更に係る市川都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日成田市の変更に係る成田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日富里市の変更に係る成田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画用途地域の関係図書の送付											

都市計画高度地区の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人			があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。		
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人			令和八年九月二十九日		
都市計画高度地区の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日成田市の変更に係る成田都市計画高度地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画高度地区の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画高度地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画地区計画の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日成田市の決定に係る成田都市計画地区計画不働ケ岡地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。											
令和八年九月二十九日			千葉県知事			熊谷俊人					
都市計画用途地域の関係図書の縦覧			千葉県知事			熊谷俊人					
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画用途地域の関係図書の送付											

都市計画地区計画の関係図書の縦覧			市街地整備課において縦覧に供する。		
令和八年九月二十九日佐倉市の決定に係る佐倉都市計画地区計画大作西地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画地区計画の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画地区計画烏田地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画地区計画の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年九月二十九日木更津市の変更に係る木更津都市計画地区計画小浜地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る野田都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十一号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る松戸都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十二号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る柏都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十三号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る市川都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十四号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る船橋都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		
都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧			都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧		
令和八年千葉県告示第五百十五号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る習志野都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。			令和八年九月二十九日		
千葉県知事			熊谷 俊人		

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第五百十六号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る成田都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

令和八年千葉県告示第五百十七号（都市計画都市再開発の方針の変更）に係る市原都市計画都市再開発の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年九月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

購読料 本号 一部 三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八